**不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い**

（利害関係者等共通）

令和６年４月２４日

日本国政府（以下「政府」という。）は、令和６年４月２４日、「中華人民共和国産黒鉛電極」に対する関税定率法（明治４３年法律第５４号）第８条第５項の調査を行うことを決定し、その旨を官報で告示**（令和６年４月２４日付け財務省告示第１１９号）**（以下**「調査開始告示」**という。）しました。

本依頼は、当該貨物について、「関税及び貿易に関する一般協定」（ＧＡＴＴ）第六条及び「千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定」並びに我が国の関係法令に基づき、「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」の有無についての調査を実施するに当たって協力をお願いするものです。

政府は、「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」の有無についての認定を行った上で、不当廉売関税の課税の要否を判断します。

つきましては、以下の注意事項及び提出方法等に従って、「確認票」及び「質問状」への回答についてご協力をお願いします。また、併せてその他の書面等の提出方法等についてご案内します。

【法令等略語について】

本書面における関係法令等の略語は次のとおりです。

|  |
| --- |
| * **「ＡＤ協定」**：千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定 * **「法」**：関税定率法 * **「政令」**：不当廉売関税に関する政令 * **「ガイドライン」**：不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン |

【政府から送付した書面及び電磁的記録媒体】

今般、政府から、以下の書面及び電磁的記録媒体を送付しました。

|  |
| --- |
| **（１）「不当廉売関税の課税に関する調査への協力のお願い」**（本文書）  ＜資料＞  ・【資料１】用語の定義  ・【資料２－１】利害関係者への情報開示と秘密情報の取扱い  ・【資料２－２】秘密情報として取り扱われる事例  ・【資料２－３】非開示版及び開示版作成の注意事項・手順等  ＜様式＞  ・【様式第１】確認票回答の送付状  ・【様式第２－１】秘密扱いを求める書面（非開示版）  ・【様式第２－２】秘密扱いを求める書面（開示版）  ・【様式第３】質問状回答の送付状  ・【様式第４】提出書面等チェックリスト  ・【様式第５】質問状回答期限の延長の要望  ・【様式第６】秘密扱いを求める書面  ・【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版）  ・【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版）  ・【様式第８】提出書面等の送付状  ・【様式第９－１】「証拠の提出」  ・【様式第９－２】「証言」の申出  ・【様式第９－３】「対質の申出」  ・【様式第９－４】「意見の表明」  ・【様式第９－５】「情報の提供」  ・【様式第９－６】「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」  **（２）回答・提出いただくためのもの**  **（ア）「確認票」**  **（イ）「質問状」（「質問状」に添付された様式を含む）**  （３）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）  （ア）確認票及び質問状が格納された電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）：１枚  （イ）質問状回答用電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）：４枚  （４）本調査の関係法令等の電子データをＣＤ－Ｒに入れておりますので、必要に応じて参照してください。  （ア）千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定  （イ）関税定率法（第８条）  （ウ）不当廉売関税に関する政令  （エ）不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン |

**Ⅰ．注意事項**

（１）本調査は、調査対象貨物の生産者、輸出者、輸入者及び本邦産同種の貨物の生産者（以下**「利害関係者」**という。）並びに調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を使用する本邦における産業上の使用者（以下、利害関係者と産業上の使用者を総称して**「利害関係者等」**という。）に対して、「確認票」及び「質問状」を送付し、その回答の提出について協力をお願いしています。「確認票」及び「質問状」は、同梱のＣＤ-Ｒに格納されていますが、下記Ⅲ．「１．提出物に係る提出先及び問合せ先」の「（２）問合せ先」に記載のホームページ（ＨＰ）アドレスにも掲載しています。

（２）「確認票」は調査対象者であるか否かを確認するために必要なものですので、正確に回答の上、提出をお願いします。

また、調査対象貨物の生産若しくは輸出、当該貨物の本邦への輸入、本邦産同種の貨物の生産又は調査対象貨物若しくは本邦産同種の貨物の購入に係る実績がある場合には、「確認票」に加えて「質問状」に回答の上、期限までに提出してください。

（３）「確認票」及び「質問状」への回答（質問状に添付された様式及び質問状の回答に併せて提出する添付資料を含む。以下同じ。）（以下「質問状回答等」という。）は、政府が、「不当廉売された貨物の輸入の事実」及び「当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」の有無について判定する証拠となるため、「【資料１】用語の定義」、「【資料２－１】利害関係者への情報開示と秘密情報の取扱い」、「【資料２－２】秘密情報として取り扱われる事例」、「【資料２－３】非開示版及び開示版作成の注意事項・手順等」を参照し、正確かつ詳細に回答の上、提出してください。

なお、政府に提出された質問状回答等に対する内容の修正は、原則として認められません。

（４）政府は、利害関係者が提出した質問状回答等その他政府への提出書面等（資料等を含む。以下同じ）の内容を確認するため、後日、貴社を訪問し回答内容等の確認・検証（現地調査等）を求めることがあります。このため、質問状回答等その他政府への提出書面等及びその根拠となったデータ等は、当該提出書面等の作成者・提出者において適切に保管してください。

なお、これらの提出書面等の内容について、十分な確認・検証が出来ない場合には、当該情報を証拠の認定に際し不採用とすることがありますのでご注意ください。

（５）**調査開始告示**の**「十　その他参考となるべき事項」**の**「（三）　その他　イ」**に記載したとおり、**「本調査は日本語で実施する」**ことから、質問状回答等を含め、「証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供」は日本語の書面によって行ってください。また、質問状回答等へ添付する資料等を含め、添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付して提出してください。

なお、質問状回答等その他政府への提出書面等が日本語以外の言語で作成されている場合又は日本語以外の言語によるもので日本語の翻訳文が提出されない場合には、当該情報を証拠の認定に際し不採用とすることがありますのでご注意ください。

（６）**質問状回答等その他政府への提出書面等は、利害関係者の閲覧の対象となります**。また、これらの提出書面等の内容は、今後、政府が作成し一般に公開される調査報告書等に引用される場合があります。ただし、これらの提出書面等のうち貴社の営業活動等が明らかになる情報は、ＡＤ協定及び政令の関係規定に基づき秘密として取り扱うことができます。

貴社がこれらの提出書面等の作成及び提出に当たって、貴社の営業活動等が明らかになる情報について秘密として取り扱うことを求める場合には、**「秘密として取り扱うことを求める旨及びその理由等を記載した書面」（以下「秘密扱いを求める書面」という。）**を作成するとともに、利害関係者による閲覧の対象とならない非開示版（調査当局用）の書面と、利害関係者による閲覧の対象となる開示版（利害関係者閲覧用）の書面の２種類の回答書面等を作成し、提出期限までにこれらの書面等を全て提出してください。

貴社が政府に提出した提出書面等の内容に不備等がある場合に、政府が期限を設けて指摘・確認を求めたにもかかわらず当該期限までに適切かつ十分な回答が提出されない場合には、証拠の認定に際し、当該回答内容に係る情報を不採用とすることがありますのでご注意ください。

上記の秘密情報の取扱いに関する手続等に関する詳細は、「【資料２－１】利害関係者への情報開示と秘密情報の取扱い」に記載していますので、当該記載内容に従ってください。

（７）**質問状回答等その他政府への提出書面等の提出方法については、以下のとおりです。**

　　　（ア）持参又は郵送による提出

　　　　この場合、紙媒体と電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）の双方の提出を求めているものについては、紙媒体の正本を「正」として取り扱い、紙媒体の提出が無いときは、提出が無かったものとして取り扱いますので、ご注意ください。

　　　　なお、紙媒体は、判読できる文字の大きさとなるように印刷するほか、記載事項がすべて印字されていることを確認の上、提出してください。

　　　（イ）電子メールによる提出

　　　　この場合、電子メールにより送付される電子データを正本として取り扱います。ただし、１通のメールにつき、電子データの容量が１０ＭＢを超えるものについては、提出先で受信することができません。当該電子データの電子メールによる提出を希望する場合には、下記Ⅲ．１．（１）の提出先にご連絡ください。電子メールによる提出に準じた提出方法をご案内します。

　　　　（注１）電子データに調査当局では要否の判断が困難な作業履歴や作業用のデータ等がある場合には、調査当局から不備指摘を行い、電子データの修正を求める場合があります。また、エクセルの電子データの提出時には印刷範囲を正確に設定してください。なお、印刷範囲外に入力された内容も原則として質問状回答等として取り扱いますので、ご注意ください。

　　　　なお、電子メールを送付する際には、提出物作成に係る責任者又は担当者のメールアドレスから送付を行ってください。

　　　　また、電子メールにより電子データを政府に送付し、送付後、１日（土日祝日を除く）が経過しても政府からメールを受信した旨の返信がない場合には、何らかの原因によりメールが到達していない等の可能性があるため、下記Ⅲ．１．（１）の提出先（財務省関税局関税課特殊関税調査室：０３－３５８１－８２３６）までご連絡ください。

（８）貴社が「確認票」又は「質問状」に対して、特段の理由なく回答期限内に回答しない場合は、ＡＤ協定６．８及び同附属書Ⅱ、政令第１０条第４項並びにガイドライン１０．に基づき、政府は、知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことになります。

（９）政府は、調査対象貨物の生産者及び輸出者の数が、合理的に調査できる範囲を超えるときには、その検討の対象を合理的に調査できる範囲に制限する場合があります。

（１０）以下の①～③のいずれかに該当する場合は、下記Ⅲ．１．（２）の問合せ先に記載のＨＰアドレスにおいて、本調査に係る確認票及び質問状等が入手可能であることを伝達してください。

なお、同封の調査開始告示三（一）に記載の供給者には、本調査に係る確認票及び質問状等は送付しています。  
①貴社が調査対象貨物の生産者である場合で当該貨物が貴社以外の者によって日本に対して輸出された場合には、その調査対象貨物の輸出者に伝達してください。  
②貴社が調査対象貨物の輸出者である場合で当該貨物が貴社以外の者によって生産された場合には、その調査対象貨物の生産者に伝達してください。  
③貴社が調査対象貨物の輸入者である場合には、その調査対象貨物の海外供給者（生産者及び輸出者）に伝達してください。

**Ⅱ．調査対象貨物及び調査対象期間**

**１．調査対象貨物**

（１）次の（ア）から（ウ）までに該当するものであって、日本向けに輸出されるものを言います。なお、以下の①及び②は対象範囲に含みませんので、生産量等の計算の際には除外してください。

①商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第３８類に該当する黒鉛電極の半製品。

②商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第８５４５．９０号に該当するニップルであって、電極にセットされていないもの。

（ア）品名

黒鉛電極

（イ）供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

（ウ）銘柄及び型式（分類番号）

商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表第８５４５．１１号（輸入統計品目表８５４５．１１－０１０）に分類される黒鉛電極（炉に使用する種類のものであって、丸形のもの。）

（２）調査対象貨物の品種等の分類

　　　　本調査における調査対象貨物の品種等の分類は、以下のとおりとする。

（ア）品種コード①（ニップル）：ニップル装着の有無を以下の区分により記入

01：あり

02：なし

（イ）品種コード②（呼び径）：当該品種の呼び径を以下の区分により記入

01：75mm未満

02：75mm以上　100mm未満

03：100mm以上　130mm未満

04：130mm以上　150mm未満

05：150mm以上　175mm未満

06：175mm以上　200mm未満

07：200mm以上　225mm未満

08：225mm以上　250mm未満

09：250mm以上　300mm未満

10：300mm以上　350mm未満

11：350mm以上　400mm未満

12：400mm以上　450mm未満

13：450mm以上　500mm未満

14：500mm以上　550mm未満

15：550mm以上　600mm未満

16：600mm以上　650mm未満

17：650mm以上　700mm未満

18：700mm以上　750mm未満

19：750mm以上

（ウ）品種コード③（呼び長さ）：当該品種の呼び長さを以下の区分により記入

01：1100mm未満

02：1100mm以上1400mm未満

03：1400mm以上1700mm未満

04：1700mm以上1975mm未満

05：1975mm以上2275mm未満

06：2275mm以上2550mm未満

07：2550mm以上

（エ）品種コード④（かさ密度）：当該品種のかさ密度を以下の区分により記入

01：1.65g/cm3未満

02：1.65g/cm3以上1.70g/cm3未満

03：1.70g/cm3以上1.75g/cm3未満

04：1.75g/cm3以上

（オ）品種コード⑤（固有抵抗）：当該品種の固有抵抗を以下の区分により記入

01：4.0μΩm未満

02：4.0μΩm以上5.0μΩm未満

03：5.0μΩm以上6.0μΩm未満

04：6.0μΩm以上7.0μΩm未満

05：7.0μΩm以上

（カ）品種コード⑥（焼成回数）：当該品種の焼成回数を以下の区分により記入

01：0回

02：1回

03：2回

04：3回以上

（キ）品種コード⑦（ピッチ浸透回数）：当該品種のピッチ浸透回数を以下の区分により記入

01：0回

02：1回

03：2回以上

　（ク）品種コード⑧（コークスの品質）：当該品種の捏合工程に投入したコークスのうちニードルコークスの割合を以下の区分により記入

01：ニードルコークス100％

02：ニードルコークス50％以上100％未満

03：ニードルコークス0％以上50％未満

（ケ）品種コード⑨（コークスの種類）：当該品種の捏合工程に投入したコークスの種類を以下の区分により記入

01：石油コークス

02：石炭コークス

03：その他

**２．調査対象期間**

本調査に係る調査対象期間は、原則として以下のとおりです。当該期間におけるデータの提供をお願いします。ただし、「確認票」又は「質問状」において、対象期間を個別に明示している場合は、その明示している期間を適用してください。

（１）不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

令和４年（２０２２年）１０月１日から令和５年（２０２３年）９月３０日まで

（２）不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

平成３０年（２０１８年）１月１日から令和５年（２０２３年）９月３０日まで

（３）市場経済の条件が浸透している事実

　　　会社設立の時から令和５年（２０２３年）９月３０日まで

**Ⅲ．提出物に係る共通事項について**

**１．提出物に係る提出先及び問合せ先**

（１）提出先（**全者共通**）

|  |  |
| --- | --- |
| 提出先 | 財務省 関税局 関税課 特殊関税調査室 |
| 所在地 | 〒１００－８９４０　東京都千代田区霞が関３－１－１ |
| 電話番号 | ０３－３５８１－８２３６ |
| 電子メールアドレス | ad06@mof.go.jp |

（注２）提出方法については上記Ⅰ．（７）をご参照ください。

（２）問合せ先

受付時間：月曜日から金曜日　９時３０分から１２時及び１３時から１７時

＊ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。

（ア）**調査対象貨物の生産者、輸出者及び輸入者の**「確認票」、「質問状」及びその他の提出物に係る内容等

|  |  |
| --- | --- |
| 問合せ先 | 財務省 関税局 関税課 特殊関税調査室 |
| 所在地 | 〒１００－８９４０　東京都千代田区霞が関３－１－１ |
| 電話番号 | ０３－３５８１－８２３６ |
| 電子メールアドレス | ad06@mof.go.jp |
| ＨＰアドレス | https://www.customs.go.jp/tokusyu/chosakamotsu\_index.htm |

（イ）**本邦産同種の貨物の生産者、調査対象貨物及び本邦産同種の貨物を使用する産業上の使用者の**「確認票」、「質問状」及びその他の提出物に係る内容等

|  |  |
| --- | --- |
| 問合せ先 | 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 特殊関税等調査室 |
| 所在地 | 〒１００－８９０１　東京都千代田区霞が関１－３－１ |
| 電話番号 | ０３－３５０１－３４６２ |
| 電子メールアドレス | bzl-qqfcbk@meti.go.jp |
| ＨＰアドレス | https://www.meti.go.jp/policy/external\_economy/trade\_control/boekikanri/trade-remedy/investigation/kokuendenkyoku/index.html |

**２．秘密情報の取扱い**

下記、「【資料２－１】利害関係者への情報開示と秘密情報の取扱い」を参照し

てください。

**３．委任状について（代理人を選任する場合）**

本調査に関して貴社が代理人を選任する場合は、以下の手続に従って「委任状」を速やかに提出してください。なお、代理人を選任した場合は、質問状回答等の提出に当たって、必要に応じて代表者の記載に代えて、代理人の名称を記載したものを作成し、提出してください。

（注３）本件は法第８条第５項に基づき調査を行います。本調査において、弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）に定める弁護士又は弁護士法人でない者が当該調査手続を代理することは同法第７２条に抵触するおそれがありますのでご留意ください。

（１）提出期限及び提出方法

代理人を選任する場合は、速やかに、「提出書面」（下記（２））を、提出先（上記１.（１））に、上記Ⅰ．（７）を参照の上、**持参、郵送又は電子メールで提出**してください。

なお、電子メールで提出する際の電子ファイルはＰＤＦファイルとしてください。

（２）提出書面

本調査に関して代理人を選任する場合は、以下の書面を提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提　　出　　書　　面 | 持参又は郵送で提出する場合 | 電子メールで提出する場合 |
| 委任状 | ２部 | １部 |

（注４）上表の提出部数の内訳は、「１部」は正本のみ、「２部」は正本１部・副本１部です。

（注５）委任状の様式は任意ですが、代理人の所属先、住所、氏名及び委任の内容等を記載し、貴社代表権を有する者の記名がなされたものを提出してください。

（３）委任状提出後の変更等

　　委任状提出後に、委任事項の変更又は委任契約の解除等が発生した場合は、速やか

　にその旨を記載した書面を、提出先（上記１.（１））に、持参、郵送又は電子メールで提出してください。なお、提出書面は、上記（２）と同様になります。

**Ⅳ．確認票の回答について**

**１．提出期限**

**令和６年（２０２４年）５月１３日（月）１７時（日本時間）（必着）まで**

**２．提出書面、提出方法及び提出部数**

「提出書面」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。なお、提出書面の作成に当たっては、「【資料２-１】利害関係者への情報開示と秘密情報の取扱い」等を参照してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出書面／  提出方法と提出部数 | | 提出方法 | | | | | |
| 持参又は郵送で提出する場合 | | | 電子メールで提出する場合 | | |
| 秘密として取り扱うことを求める情報が | | | 秘密として取り扱うことを求める情報が | | |
| ある | ない | ない | ある | ない | ない |
|  | （但し、**個人情報に関する記載のみ秘密扱いを希望する**） | （個人情報に関する記載も含む） |  | （但し、**個人情報に関する記載のみ秘密扱いを希望する**） | （個人情報に関する記載も含む） |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| 【様式第１】確認票回答の送付状 | 非開示・開示共通版 | ２部 | ２部 | ２部 | １部 | １部 | １部 |
| 確認票 | 非開示・開示共通版 |  |  | ２部 |  |  | １部 |
| 非開示版 | ２部 | ２部 |  | １部 | １部 |  |
| 開示版 | ２部 | ２部 |  | １部 | １部 |  |
| 【様式第２－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |  | １部 |  |  |
| 【様式第２－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |  | １部 |  |  |

（注６）上表の提出部数の内訳は、「１部」は正本のみ、「２部」は正本１部・副本１部です。

（注７）確認票に記載された個人情報について、確認票の「Ⅲ．秘密の取扱い」の「（１）個人情報の取扱い」の設問で「希望する」にチェックした場合で、同個人情報以外に秘密として取り扱うことを求める情報が無い場合は、上図の②または⑤に該当し、「秘密扱いを求める書面」（【様式第２－１】及び【様式第２－２】）の提出は不要です。なお、②または⑤に該当する場合は、**確認票の開示版において、対象となる回答内容のセルを全て黒塗り**してください。

（注８）本調査に関して貴社が代理人を選任する場合は、委任状を速やかに提出してください。

委任状に係る詳細は、上記Ⅲ.の「３．委任状について（代理人を選任する場合）」を参照してください。

（注９）【様式第１】などの提出書面の様式は、Ｐ.４８以降を参照してください。

**Ⅴ．質問状について**

**１．提出期限**

**令和６年（２０２４年）６月３日（月）１７時（日本時間）（必着）まで**

（注１０）「質問状」回答の提出期限の延長を求める場合は、下記「３．「質問状」回答の提出期限の延長を求める場合」を参照してください。

**２．提出物、提出方法及び提出部数**

「提出書面」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。なお、提出物の作成に当たっては、「【資料２-１】利害関係者への情報開示と秘密情報の取扱い」等を参照してください。

（１）持参又は郵送により提出する場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | | |  |  |
| ① | 【様式第３】質問状回答の送付状 | | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ② | 【様式第４】提出書面等チェックリスト | | 非開示・開示共通版 | ２部 | ２部 |
| ③ | 質問状回答 | 本文 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ④ | 様式 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ⑤ | （別添）添付資料一覧表及び添付資料 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ⑥ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ⑦ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | | ２部 |  |
| ⑧ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | | |  |  |
| 上記（ア）の③～⑤の非開示・開示共通版を保存したもの | | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の③～⑦の非開示版を保存したもの | | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の③～⑥及び⑧の開示版を保存したもの | | | 開示版 | ２枚 |  |

（注１１）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本１部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚です。

（注１２）本調査に関して貴社が代理人を選任する場合は、委任状を速やかに提出してください。

委任状に係る詳細は、上記Ⅲ.の「３．委任状について（代理人を選任する場合）」を参照してください。

（注１３）【様式第１】などの提出書面の様式は、Ｐ.４８以降を参照してください。

（２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第３】質問状回答の送付状 | | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第４】提出書面等チェックリスト | | 非開示・開示共通版 | １部 | １部 |
| ③ | 質問状回答 | 本文 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 様式 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ⑤ | （別添）添付資料一覧表及び添付資料 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ⑥ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ⑦ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | | １部 |  |
| ⑧ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | | １部 |  |

（注１４）【様式第１】などの提出書面の様式は、Ｐ.４８以降を参照してください。

**３．「質問状」回答の提出期限の延長を求める場合**

（１）「質問状」回答の提出期限の延長に係る申出

「質問状」の調査項目のうち調査項目Ａを除く調査項目Ｂ以降の調査項目に対する回答について、上記１．の提出期限までに提出できない特段の理由がある場合には、その理由等に応じて当該期限を最長１４日間延長することを認めます（調査項目Ａに対する回答は、提出期限の延長の対象外です。）。

当該期限の延長を求める場合には、「【様式第５】質問状回答期限の延長の要望」を用いて、財務大臣宛てにその理由、対象となる調査項目及び提出可能時期について、下記「（３）」に従って提出してください。

下記（２）の期限までに書面の提出があった場合、政府は延長の可否を書面により通知します。

（２）本申出に係る提出期限

**令和６年（２０２４年）５月２７日（月）１７時（日本時間）（必着）まで**

（３）本申出に係る提出書面、提出方法及び提出部数

「提出書面」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出書面／  提出方法と提出部数 | | 提出方法 | | | | | |
| 持参又は郵送で提出する場合 | | | 電子メールで提出する場合 | | |
| 秘密として取り扱うことを求める情報が | | | 秘密として取り扱うことを求める情報が | | |
| ある | ない | ない | ある | ない | ない |
|  | （但し、**個人情報に関する記載のみ秘密扱いを希望する**） | （個人情報に関する記載も含む） |  | （但し、**個人情報に関する記載のみ秘密扱いを希望する**） | （個人情報に関する記載も含む） |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ |
| 【様式第５】質問状回答期限の延長の要望 | 非開示・開示共通版 |  |  | ２部 |  |  | １部 |
| 非開示版 | ２部 | ２部 |  | １部 | １部 |  |
| 開示版 | ２部 | ２部 |  | １部 | １部 |  |
| 【様式第６】  秘密取扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |  | １部 |  |  |
| 開示版 | ２部 |  |  | １部 |  |  |
| 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | 非開示版 | ２部 |  |  | １部 |  |  |
| 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | 開示版 | ２部 |  |  | 1部 |  |  |

**Ⅵ．確認票及び質問状回答等の作成方法・回答要領等**

**１．回答書面等の作成方法等**

（１）確認票及び質問状回答等の作成方法等

（ア）確認票及び質問状回答等の作成に当たっては、原則として同梱した電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）に保存してある電子ファイル（マイクロソフト・ワード（MS Word）及びマイクロソフト・エクセル（MS Excel））の回答様式を用いて、「確認票」又は「質問状」の全ての質問項目に回答してください。

（イ）確認票及び質問状回答等において秘密扱いを求める書面を作成する場合、回答様式（マイクロソフト・ワード（MS Word）又はマイクロソフト・エクセル（MS Excel））のヘッダー部分に、回答者名及び「非開示版」又は「開示版」の別を必ず入力してください。また、提出書面の「下部」には必ずページ番号を付してください。

（ウ）質問状の回答に際しては、当該回答の作成に用いた資料の出所を必ず記載するとともに、その根拠となる資料の写しを添付資料として提出してください。

（エ）本調査は日本語で実施することから、確認票及び質問状回答等は日本語で作成してください。また、回答の根拠となる資料の写し（添付資料）の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に日本語の翻訳文を添付してください。

（オ）質問状回答に係る添付資料の提出に当たっては、添付資料の右肩に必ず質問項目番号を明記し、どの質問に対する回答の添付資料であるかを明瞭に表示するとともに、「開示版」又は「非開示版」の別を必ず明記し、各質問状において定められている「（別添）添付資料一覧表」を必ず作成し提出してください。

（２）提出物の作成・提出方法等

　　提出物については、以下の（ア）又は（イ）のいずれかの方法により提出物を作成してください。

　（ア）紙媒体及び電磁的記録媒体の作成・提出方法等

（ア－１）紙媒体の作成・提出方法等

確認票及び質問状回答等の紙媒体の提出に当たっては、同梱した電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）に保存してある電子ファイルを用いて回答等を入力し、原則、Ａ４サイズで印刷したものを提出してください。なお、質問状の提出書面については、非開示版及び開示版のそれぞれ正副２部（計４部）を、各部ごとにファイル・バインダー等に綴じ込んだ（ファイリングした）ものを提出してください。当該ファイル等の表紙には、非開示版又は開示版の正副のいずれであるかを明示してください。また、複数のファイル等に分冊となる場合には、各部の総冊数と分冊の番号を明示してください。

（アー２）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）の作成・提出方法等

電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）の提出に当たっては、同梱した電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）に保存してある電子ファイルを用いて回答等を入力したものを、同梱した未使用の電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）（同梱したＣＤ－Ｒ以外のＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ等でも構いません。）に記録したもの（保存する電子ファイルの名称には回答者名（企業名）を入れてください。）を提出してください。また、電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）のラベル面には「開示版」又は「非開示版」の別を必ず明記し、回答者名（企業名）と正本・副本のいずれであるかを記載してください。

●非開示版ＣＤ－Ｒの作成・提出方法等

①　非開示版ＣＤ－Ｒは、電子ファイルによって作成された非開示版の回答書等について、原則として暗号化等の処理を行わず当該電子ファイルをそのまま開いて確認できるように保存し提出してください。

②　電子ファイルの種類は、マイクロソフト・ワード（MS Word）2010以降（拡張子「.docx」）又は、マイクロソフト・エクセル（MS Excel）2010以降（拡張子「.xlsx」）のバージョンとし、電子ファイルをＰＤＦ化しないでください。ただし、添付資料については必要に応じてＰＤＦ化したもので結構です。なお、該当するバージョンが無い場合には、お問い合わせください。

●開示版ＣＤ－Ｒの作成・提出方法等

　開示版ＣＤ－Ｒは、必ず正本となる開示版の各書面（電子ファイル（マイクロソフト・ワード（MS Word）又はマイクロソフト・エクセル（MS Excel））によって作成された開示版の回答書面）について、それぞれＰＤＦ化したものを保存し提出してください。また、保存の際に、資料の順番及び内容については回答者が責任を持って整理し提出してください。

　また、当局が予め用意した数式入りの開示版エクセルシートにより要約を作成した場合には、全てのエクセルシートに加え当該エクセルシートも併せて保存し提出してください（P.４１　要約作成に係る留意点参照）。

（イ）電子メールにより提出する電子データの作成・提出方法等

●電子メールによる確認票及び質問状回答等の電子データの提出に当たっては、同梱した電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）に保存してある電子ファイルを用いて回答等を入力し、電子メールに電子データを添付して提出してください。

●非開示版電子データの作成・提出方法等

①　非開示版電子データは、電子ファイルによって作成された非開示版の回答書等について、原則として暗号化等の処理を行わず当該電子ファイルをそのまま開いて確認できるようにしてください。なお、秘密として取扱いを求めることがない場合についても、非開示版電子データの作成・提出方法に従って電子データを作成してください。

②　電子データの種類は、マイクロソフト・ワード（MS Word）2010以降（拡張子「.docx」）又は、マイクロソフト・エクセル（MS Excel）2010以降（拡張子「.xlsx」）のバージョンとし、電子ファイルをＰＤＦ化しないでください。ただし、添付資料については必要に応じてＰＤＦ化したもので結構です。また、マイクロソフト・エクセルについては、入力した内容が全て印字されるように印刷範囲を適切に設定してください。なお、該当するソフトのバージョンが無い場合には、お問い合わせください。

●開示版電子データの作成・提出方法等

　開示版電子データは、電子ファイルによって作成された開示版の各書面（電子ファイル（マイクロソフト・ワード（MS Word）又はマイクロソフト・エクセル（MS Excel））によって作成された開示版の回答書面）について、１つにまとめてＰＤＦ化したものを保存し提出してください。また、保存の際に、資料の順番及び内容については回答者が責任を持って整理し提出してください。

　また、当局が予め用意した数式入りの開示版エクセルシートにより要約を作成した場合には、全てのエクセルシートに加え当該エクセルシートも併せて保存し提出してください。

（３）開示版紙媒体及び／又はＣＤ－Ｒ及び/又は電子データの閲覧等

提出書面等の利害関係者による閲覧は、利害関係者等が提出した開示版の紙媒体及び／又は電子データによって実施します。この際、開示版の紙媒体及び／又は電子データの内容に係る閲覧の可否について、調査当局から改めて照会・確認することは行いませんので、当該紙媒体及び／又は電子ファイルに秘密情報が含まれないように注意してください。

**２．その他の回答要領等**

（１）確認票及び質問状の回答に当たって、少量であっても単位以上の数値であれば、必ず当該数値を回答してください。単位は変更（千円→百万円、CNY→1000CNY等）しないでください。また、質問に対して該当がない場合には、数値に係るものは「0」、その他は「該当なし」とし、空欄にはしないでください。空欄は、貴社が当該質問に対して回答する意思がないものとして取り扱います。

質問状回答等の「様式」で数値による回答を行う場合は、半角の数字で記載し、説明及び計算に用いられた数値については、必ず単位を明記してください。日付は、例えば２０２４年４月１日の場合、「2024/04/01」と記してください。

（２）質問に対する該当データが貴社の記録にない場合は、合理的な方法により妥当な推計を行い、「推計」であることを明示した上で、データ及び推計方法を記載してください。なお、推計作業を行う上で使用したワークシートについても提出してください。推計方法等必要な注釈又は説明は、関係するページに別紙を添付し記載してください。

（３）各調査項目における質問への回答作成に際しては、貴社だけではなく貴社の関連企業についての回答を求める質問がありますので、該当質問に対する貴社の関連企業についての回答は、貴社においてとりまとめの上、提出してください。

**Ⅶ．利害関係者によるその他の書面等の提出方法等**

利害関係者（「調査対象貨物の生産者及び輸出者」、「調査対象貨物の輸入者」及び「本邦産同種の貨物の生産者」）が、**調査開始告示**で告示された「証拠の提出」、「証言」、「対質の申出」及び「意見の表明」に関して書面を提出する場合には、以下の記載事項に従って財務大臣宛てに提出してください。

**１．証拠の提出**

（１）提出期限

**令和６年（２０２４年）７月２４日（水）１７時（日本時間）（必着）まで**

（２）提出物、提出方法及び提出部数

政令第１０条第１項の規定に基づき「証拠」を提出する場合には、「提出物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。

（２－１）持参又は郵送により提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | |  |  |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ② | 【様式第９－１】「証拠の提出」（証拠の提出（別添を含む） | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | |  |  |
| 上記（ア）の②の非開示・開示共通版を保存したもの | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の②～④の非開示版を保存したもの | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の②、③及び⑤の開示版を保存したもの | | 開示版 | ２枚 |  |

（注１５）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本１部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚です。

（２－２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第９－１】「証拠の提出」（証拠の提出（別添を含む） | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | １部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | １部 |  |

**２．証言**

（１）申出の提出期限

**令和６年（２０２４年）７月１０日（水）１７時（日本時間）（必着）まで**

（２）提出物、提出方法及び提出部数

政令第１０条第１項の規定に基づき「証言」をしようとする場合（ただし、令和６年（２０２４年）７月２４日（水）までに限る。）には、「提出物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。

　　　当該期限までに提出があった場合、政令第１０条第３項の規定に基づき、政府は証言の聴取の日時及び場所等を書面により通知します。

（２－１）持参又は郵送により提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | |  |  |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ② | 【様式第９－２】「証言」の申出 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | |  |  |
| 上記（ア）の①及び②の非開示・開示共通版を保存したもの | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の②～④の非開示版を保存したもの | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の②、③及び⑤の開示版を保存したもの | | 開示版 | ２枚 |  |

（注１６）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本１部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚です。

（２－２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第９－２】「証言」の申出 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | １部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | １部 |  |

**３．対質の申出**

（１）提出期限

**令和６年（２０２４年）８月２６日（月）１７時（日本時間）（必着）まで**

（２）提出物、提出方法及び提出部数

政令第１２条第１項の規定に基づき本調査の対象となっている事項に関し意見が相反する利害関係者との「対質」を求めようとする場合には、「提出物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください

　　　 当該期限までに対質の申出の提出があり、対質を求められた利害関係者の同意が得られた場合、政令第１２条第２項の規定に基づき、政府は対質を行う日時及び場所等を書面により通知します。なお、**対質を求められた利害関係者の同意が得られなかった場合、対質は実施されません**。

（２－１）持参又は郵便により提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | |  |  |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ② | 【様式第９－３】「対質の申出」 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | |  |  |
| 上記（ア）の②の非開示・開示共通版を保存したもの | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の②～④の非開示版を保存したもの | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の②、③及び⑤の開示版を保存したもの | | 開示版 | ２枚 |  |

（注１７）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本１部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚です。

（２－２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第９－３】「対質の申出」 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | １部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | １部 |  |

**４．意見の表明**

（１）提出期限

**令和６年（２０２４年）８月２６日（月）１７時（日本時間）（必着）まで**

（２）提出物、提出方法及び提出部数

政令第１２条の２第１項の規定に基づき「意見の表明」を行う場合には、「提出

物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。

　　　なお、意見の表明と証拠の提出期限は異なります。証拠については、証拠の提出期限（上記Ⅶ．１.（１））までに提出してください（期限を過ぎて提出されたものは、証拠として認められず、返送する場合があります。証拠の提出期限後に、意見の表明とともに証拠を添付して提出した場合についても同様です。）。

（２－１）持参又は郵送により提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | |  |  |
|  | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
|  | 【様式第９－４】「意見の表明」 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
|  | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
|  | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |
|  | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | |  |  |
| 上記（ア）の②の非開示・開示共通版を保存したもの | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の②～④の非開示版を保存したもの | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の②、③及び⑤開示版を保存したもの | | 開示版 | ２枚 |  |

（注１８）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本1部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚です。

（２－２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第９－４】「意見の表明」 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | １部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | １部 |  |

**Ⅷ．産業上の使用者によるその他の書面等の提出方法等**

調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を使用する産業上の使用者が、**調査開始告示**で告示された「意見の表明」及び「情報の提供」に関して書面を提出する場合には、以下の記載事項に従って財務大臣宛てに提出してください。

**１．意見の表明**

（１）提出期限

**令和６年（２０２４年）８月２６日（月）１７時（日本時間）（必着）まで**

（２）提出物、提出方法及び提出部数

政令第１２条の２第１項の規定に基づき「意見の表明」を行う場合には、「提出物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。

（２－１）持参又は郵送により提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | |  |  |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ② | 【様式第９－４】「意見の表明」 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | |  |  |
| 上記（ア）の②の非開示・開示共通版を保存したもの | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の②～④の非開示版を保存したもの | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の②、③及び⑤の開示版を保存したもの | | 開示版 | ２枚 |  |

（注１９）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本１部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚です。

（２－２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第９－４】「意見の表明」 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | １部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | １部 |  |

**２．情報の提供**

（１）提出期限

**令和６年（２０２４年）８月２６日（月）１７時（日本時間）（必着）まで**

（２）提出物、提出方法及び提出部数

政令第１３条第１項の規定に基づき「情報の提供」を行う場合には、「提出物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。

（２－１）持参又は郵送により提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | |  |  |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ② | 【様式第９－５】「情報の提供」 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | |  |  |
| 上記（ア）の②の非開示・開示共通版を保存したもの | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の②～④の非開示版を保存したもの | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の②、③及び⑤の開示版を保存したもの | | 開示版 | ２枚 |  |

（注２０）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本1部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚です。

（２－２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第９－５】「情報の提供」 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | １部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | １部 |  |

**Ⅸ．証拠等の閲覧**

利害関係者（「調査対象貨物の生産者及び輸出者」、「調査対象貨物の輸入者」及び「本邦産同種の貨物の生産者」）は、他の利害関係者等から提出された質問状回答等の証拠等について、以下の記載事項に従って閲覧することが可能です。

また、当該閲覧に供された質問状回答等の証拠等に記載された情報のうち、秘密扱いとされている箇所に係る開示範囲又は秘密情報の要約の適切性について、下記２．の提出要領等に基づき意見を提出することができます。なお、提出された意見については、該当する利害関係者へ通知します。

**１．閲覧場所、連絡先及び提出先、並びに閲覧要領**

（１）閲覧場所、連絡先及び提出先

閲覧時間：月曜日から金曜日　９時３０分から１２時及び１３時から１７時

＊ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項に規定する行政機関の休日を除く。

|  |  |
| --- | --- |
| 閲覧場所 | 財務省 関税局 関税課 特殊関税調査室 |
| 所在地 | 〒１００－８９４０　東京都千代田区霞が関３－１－１ |
| 電話番号 | ０３－３５８１－８２３６ |
| 電子メールアドレス | ad06@mof.go.jp |

（２）閲覧要領

（ア）政府は、閲覧を開始する際、その旨を利害関係者の連絡先担当者へ、原則として電子メールにて連絡しますので、閲覧を希望する場合は、「確認票」のⅡ．の「４．開示版の質問状回答の閲覧等」（１）の設問で「希望する」を選択し、同（２）に連絡先等を記載してください。

（イ）閲覧を希望する場合は、上記（１）の連絡先まで事前に連絡し、閲覧日時等について確認してください。また、閲覧の際には、利害関係者として閲覧権限を有する者であることを確認できる書類の提示又は提出を求めますので、貴社の従業員であることを確認できる社員証等の身分証（利害関係者以外の者に対して閲覧を委任する場合は、当該閲覧を希望する者からの委任状（任意）及び当該委任を受けた者の身分証）を予め用意し、提示又は複写の提出をしてください。また、上記（ア）において調査当局から電子メールにて連絡する際に閲覧申請書を添付しますので、閲覧申請書に必要事項を記載の上、電子メールで事前に送付、又は、閲覧当日に書面を提出してください。

（ウ）電子データでの閲覧を希望する際は、上記（１）の連絡先まで、必要事項を記載した閲覧申請書及び利害関係者として閲覧権限を有する者であることを確認できる書類として貴社の従業員であることを確認できる社員証等の身分証の写しを電子メールで提出してください。閲覧の具体的な方法は都度御案内します。

**２．開示範囲又は秘密情報の要約の適切性の意見の提出要領**

他の利害関係者等から提出された質問状回答等の証拠等に記載された情報のうち、秘密として取り扱うこととされている箇所に係る開示範囲又は秘密情報の要約について不適切と考える旨の意見がある場合には、以下の要領に従って当該箇所及びその理由を書面により提出してください。

（１）提出期限

政府から閲覧の開始の連絡があった日の翌日から１週間（期限となる日の１７時（日本時間）（必着））まで（提出期限の延長は認められません）。

ただし、提出期限が行政機関の休日の場合には、翌開庁日を期限とする。

（２）提出物、提出方法及び提出部数

秘密として取り扱うこととされている箇所に係る開示範囲又は秘密情報の要約について不適切と考える旨の意見の提出に当たっては、「提出物」（下表）を、提出先（上記Ⅲ．１.（１））に提出してください。提出方法は、上記Ⅰ．（７）を参照してください。

（２－１）持参又は郵送により提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| （ア）紙媒体 | | |  |  |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ② | 【様式第９－６】「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」 | 非開示・開示共通版 |  | ２部 |
| 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | ２部 |  |
| 開示版 | ２部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | ２部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | ２部 |  |
| （イ）電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ） | | |  |  |
| 上記（ア）の②の非開示・開示共通版を保存したもの | | 非開示・開示共通版 |  | ２枚 |
| 上記（ア）の②～④の非開示版を保存したもの | | 非開示版 | ２枚 |  |
| 上記（ア）の②、③及び⑤の開示版を保存したもの | | 開示版 | ２枚 |  |

（注２１）上表の提出部数の内訳は、「２部」は正本１部・副本１部、「２枚」は正本１枚・副本１枚

です。

（２－２）電子メールにより提出する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 提出物 | | | 秘密として取り扱うことを  求める情報が | |
| ある | ない |
| ① | 【様式第８】提出書面等の送付状 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ② | 【様式第９－６】「秘密として取り扱うことを求める旨の適切性についての意見」 | 非開示・開示共通版 |  | １部 |
| 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ③ | 【様式第６】秘密扱いを求める書面 | 非開示版 | １部 |  |
| 開示版 | １部 |  |
| ④ | 【様式第７－１】秘密扱いを求める書面（非開示版） | | １部 |  |
| ⑤ | 【様式第７－２】秘密扱いを求める書面（開示版） | | １部 |  |

**【資料１】用語の定義**

確認票及び質問状の中で使用されている用語の定義は、以下のとおりです。

なお、当該定義は、本調査で使用することを目的として用いられます。

（１）調査対象貨物

本お願い紙の「Ⅱ．調査対象貨物及び調査対象期間」の「１．調査対象貨物」の（１）で記載した貨物。

（２）同種の貨物

調査対象貨物と全ての点で同じである貨物、又はそのような貨物がない場合には全ての点で同じではないが調査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物をいう。

（ア）国内向け同種の貨物

調査対象貨物の供給国の国内の消費に向けられる（調査対象貨物と）同種の貨物をいう。

（イ）第三国向け同種の貨物

調査対象貨物の供給国から第三国に向けられる（調査対象貨物と）同種の貨物をいう。

（ウ）第三国産同種の貨物

第三国で生産された（調査対象貨物と）同種の貨物をいう。

なお、質問状には、「第三国産同種の貨物の購入」といった表現があるが、これは、例えば、他社が輸入した第三国産同種の貨物を購入する行為を指す。

（エ）本邦産同種の貨物

本邦で生産された（調査対象貨物と）同種の貨物をいう。

（３）第三国

第三国とは、日本及び調査対象貨物の供給国以外の国又は経済地域（香港、マカオ等は独立した１つの経済地域とする。）をいう。

（４）関連企業

（ア）関連企業とは、以下の①から③までのいずれかに該当する企業をいう。

①一方が他方を直接又は間接に支配している場合

②両者が同一の第三者によって直接又は間接に支配されている場合

③両者が共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している場合

（イ）上記において、「支配」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

①一方が他方の議決権に係る株式の２０％以上を保有している場合

②一方が他方の議決権に係る株式の５％以上を保有し、その事情が両者間の取引価格に相当程度の影響を及ぼしていると認められる場合

③一方が他方に取締役その他の役員を派遣しているか、又は、これと同等の関係を有しており、これらの事情が両者間の取引価格に相当程度の影響を及ぼしていると認められる場合

（５）非関連企業

非関連企業とは、関連企業に該当しない企業をいう。

（６）輸入

輸入とは、貴社又は貴社の代理業者が輸入申告者（関税を納付する義務のある者）となり、外国から到着した貨物を本邦に引き取ることをいう。

なお、他の輸入者から国内において調達する行為は、「国内取引」であって「輸入」には該当しない。また、輸入商社等を経由して取引を行っているような場合（いわゆる「間接輸入」）についても、これも「国内取引」であるので「輸入」には該当しない。

（７）輸入先

輸入先とは、輸入取引における貨物の購買相手をいう。

（８）購入

購入とは、輸入以外の購買をいう。

（９）自家消費

自家消費とは、自社工場等で生産されるものを、出荷することなく自社製品に使用すること等をいう。

（１０）委託生産

委託生産とは、自社以外の者に対し貨物の生産を委ねた製品を、自社のブランドとして取り扱うことをいう。

（１１）出荷

出荷とは、貨物を市場に出すことをいう。

（１２）輸出価格

調査対象貨物若しくは第三国向け同種の貨物を日本若しくは第三国に所在する非関連企業（上記（５）参照）である輸入者に対して販売した価格又は日本若しくは第三国に所在する非関連企業である輸入者に対する販売と同一条件で当該貨物を日本若しくは第三国に所在する関連企業（上記（４）参照）に対して販売した価格をいう。

（１３）正常価格

正常価格とは、原則として、国内向け同種の貨物の通常の商取引における価格をいう。ただし、以下の（ア）又は（イ）の場合は、この限りでない。

（ア）国内向け同種の貨物の販売が行われていない場合又は調査対象貨物の供給国の市場が特殊な状況にあるため若しくは国内向け同種の貨物の販売量が少ないために国内向け同種の貨物の通常の商取引における価格に基づいて適正な比較を行うことができない場合、以下のいずれかの価格を正常価格として用いることができる。

①調査対象貨物の供給国から輸出された第三国向け同種の貨物の販売価格

②調査対象貨物の供給国における構成価格（下記（１４）（ア）参照）

（イ）調査対象貨物の供給国が政令第２条第３項に定める国の場合、当該国内向け同種の貨物を生産している産業において、当該国内向け同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることが明確に示されない場合、以下のいずれかの価格を正常価格として用いることができる。

①調査対象貨物の供給国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（代替国）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格

②代替国から輸出された当該同種の貨物の販売価格

③代替国における構成価格（下記（１４）（イ）参照）

（１４）構成価格

構成価格とは、下記（ア）及び（イ）をいう。

（ア）上記（１３）（ア）②に定める調査対象貨物の供給国における構成価格

調査対象貨物の生産費に当該貨物の原産国で生産された国内向け同種の貨物又は第三国向け同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

（イ）上記（１３）（イ）③に定める代替国における構成価格

代替国における同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

（１５）割戻し

一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に基づき計上されるものであり、あらかじめ定められた期間中に所定の金額や数量を超えて取引を行う場合に、一定の基準に基づき売上又は仕入代金の一部を売掛金又は買掛金と相殺し、販売又は仕入代金を減額することにより、販売等を促進しようとするものをいう。

（１６）割引

一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に基づき計上されるものであり、あらかじめ定められた期間内に掛代金を決済する場合に、金利相当分だけ当該掛代金の受取又は支払を減額することにより、代金の回収又は支払を促進しようとするものをいう。一般的に、売上割引又は仕入割引の名称を用いて、損益計算書の営業外損益として取り扱われる。

（１７）販売日

実質的な販売条件が定められる日（例：契約日、注文日、注文の確認日又は送り状の日付）

（１８）関連企業間の取引

関連企業間の取引に該当するか否かの判断に当たっては、関税定率法施行令第１条の８（特殊関係の範囲）の規定を参考としつつ、次に掲げる事項を考慮して行う。

（ア）一方が他方の議決権に係る株式の５％以上を保有している場合

（イ）両者の議決権に係る株式のそれぞれ５％以上が同一の第三者によって保有されている場合

（ウ）その他取引を行った企業間に関連があると認められる場合

（１９）連合

関連企業間の取引を法第８条第３６項に規定する輸出者と連合している輸入者による輸入とみなす。

**【資料２－１】利害関係者への情報開示と秘密情報の取扱い**

**１．秘密扱いを求める書面等の作成・提出**

（１）利害関係者（「調査対象貨物の生産者及び輸出者」、「調査対象貨物の輸入者」及び「本邦産同種の貨物の生産者」）及び調査対象貨物又は本邦産同種の貨物を使用する「産業上の使用者」等が政府へ提出した質問状回答等及びその他の書面（本項で述べる「秘密扱いを求める書面」を含む。）は、他の利害関係者による閲覧の対象となります。

（２）上記の提出書面等のうち貴社の営業活動等が明らかになる情報は、ＡＤ協定及び政令の関係規定に基づき秘密扱いとすることができます。

貴社が政府への提出書面等の作成及び提出に当たって秘密として取り扱うことを求める場合には、非開示版及び開示版の当該提出書面等とともに、秘密扱いを求める書面（【様式第６】、【様式第７－１】及び【様式第７－２】）を提出してください。

**秘密として取り扱うことを求めない回答部分については、開示に同意したものとみなします。**

（３）「秘密扱いを求める書面」の作成に当たって、秘密情報として取り扱われる事例は、「【資料２－２】秘密情報として取り扱われる事例」を参照してください。また、同書面の「秘密の理由」の欄には、【資料２－２】に掲げる事例の該当番号を記入してください。

（４）利害関係者等が、秘密として取り扱うことを求める情報については、意見を異にする他の利害関係者に反論の機会を与えるため、当該秘密情報部分をより一般的な表現に改め、又は要約した開示版を作成してください。開示版の提出書面等の作成に当たっては、「【資料２－３】非開示版及び開示版作成の注意事項・手順等」を参照してください。

（５）なお、質問状回答等で回答が無い場合は、数値に係るものは「0」、その他は「該当無し」としてください。空欄は、貴社が当該質問に対して回答する意思がないものとして取り扱います。また、質問状回答等が「空欄」であった場合には、「空欄」であることを秘密として取り扱うことはできません。「空欄」はそのまま「空欄」として閲覧されることに留意してください。

**２．利害関係者への情報開示（閲覧）**

（１）利害関係者等から非開示版及び開示版の質問状回答等及び秘密扱いを求める書面が提出され、秘密として取り扱うことが適当と認められる場合には、開示版の書面等が利害関係者の閲覧対象となり、当該秘密扱いを求める部分については、回答を行った利害関係者等の同意がない限り第三者には開示されません。

ただし、下記３．のとおり、秘密として取り扱うことの適切性については、他の利害関係者が意見を述べることが可能であり、また、政府から開示版の修正を求める場合があります。

（２）政府は、閲覧を開始する際、その旨を利害関係者の連絡先担当者へ、原則として電子メールにて連絡しますので、閲覧を希望する場合は、「確認票」のⅡ．の「４．開示版の質問状回答の閲覧等」（１）の設問で「希望する」を選択し、同（２）に連絡先等を記載してください。

（３）利害関係者による閲覧時には、閲覧権限を有する者であることを確認できる書類の提出又は提示及び閲覧権限を有する者自身の身分証の提示又は複写の提出を求めますので、貴社の従業員であることを証する社員証及び自身の身分証を予め御用意ください。電子データでの閲覧を希望する場合には、閲覧申請時に身分証の写しを電子メールで提出してください。また、貴社が閲覧を委任する場合にあっては、委任したことを証する書類（任意）及び当該委任を受けた者の身分証を予め御用意ください。併せて、上記（２）において調査当局から電子メールにて連絡する際に閲覧申請書を添付しますので、当該申請書に必要事項を記載の上、提出してください。

**３．開示範囲の適切性の確認**

（１）利害関係者は、他の利害関係者等が提出した開示版の質問状回答等の内容について、秘密として取り扱うことの適切性（開示範囲の適切性）についての意見を提出することができます。

（２）利害関係者は、本文**「Ⅸ．証拠等の閲覧」**の**「２．開示範囲又は秘密情報の要約の適切性の意見の提出要領」**に従って、又は、利害関係者等が政府へ提出した書面等の閲覧について連絡をする際に当該書面に係る上記（１）の意見の提出について政府が指示する場合はその指示に従って、「【様式第９－６】「秘密扱いを求める旨の適切性についての意見」」により、該当する開示範囲（開示箇所）及び当該開示に係る適切性に関する意見（不適切と考える理由等）を記載し、指定された提出期限までに、上記Ⅲ.１．（１）の提出先まで、上記Ⅰ. （７）を参照の上、持参、郵送又は電子メールで提出してください。

（３）政府は、開示版の質問状回答等の開示範囲の適切性を審査します。その結果、秘密扱いの要請に正当な理由がないと認められる部分については、要約等ではなく回答そのものの開示をお願いすることを含め、開示版の修正を求める場合があります。

（４）政府が開示版の質問状回答等について秘密として取り扱うことに正当な理由がないと認める場合であって、貴社が情報の開示に同意しないとき又は一般的な表現若しくは要約された形による開示を認めないときは、適当な者から政府に対して、当該質問状回答等の情報が正確であることを十分に立証されない場合、証拠の認定に際し当該情報が不採用となることがあります。

**４．その他**

秘密として取り扱うことができる情報（「【資料２－２】秘密情報として取り扱われる事例」参照）の範囲や、「【様式第６】秘密扱いを求める書面」の作成に際し不明な点がある場合は、書類を提出する前に、随時、上記Ⅲ.１．（２）の問合せ先に確認してください。

**【資料２－２】秘密情報として取り扱われる事例**

**１．営業上の秘密情報**

通常、営業上の秘密情報として取り扱われる事例は、以下（1）から（17）までのもの（公に示されている情報を除く。）が挙げられます。

（1） 製品の性質、特性、製造方法・過程、検査方法であって営業秘密に該当するもの

（2） 製造コスト（金額）。ただし、具体的費目については、営業秘密に該当しない限り、これに含まれない。

（3） 流通コスト（金額）。ただし、流通経路についてはこれに含まれない。

（4） 販売条件

（5） 個々の販売価格。ただし、価格を構成する費目（例えば運賃等）、販売日、製品説明（営業秘密を除く。）、発注数についてはこれに含まれない。

（6） 個別企業の生産額

（7） 個別企業の輸出額

（8） 個別企業の国内販売額及び自家消費額

（9） 個別の取引相手等の名称（顧客名、流通事業者名、物流事業者名、原材料等供給者名、関連企業名）。ただし、販売された貨物の行き先、取引相手の属性（例：産業上の使用者、販売店、代理店金融機関）については、相手方の名称が明らかにならない限り、これに含まれない。

（10）公に示されていない情報の入手先にかかる具体的名称

（11）国内産業の支持・不支持にかかる立場

（12）個別企業の生産量

（13）個別企業の輸出量

（14）個別企業の国内販売量及び自家消費量

（15）個別企業の財務等の状況を示す指標（販売、利潤、生産高、市場占拠率、生産性、投資収益、操業度、資金流出入、在庫、雇用、賃金、成長、資本調達能力、投資の状況を示す指標）

（16）その他開示することにより当該情報の提供者が競争上著しい不利益を被ることとなるもの又は開示することにより当該情報の提供者あるいは当該情報の情報源である者に対して著しい悪影響を及ぼすことになるものであって、具体的な理由が示された場合

（17）開示することにより上記で不開示とされた情報（不開示情報）が推察・推計できる情報であって、推察・推計される不開示情報及びその具体的な推察・推計方法が示された場合

**２．個人に関する秘密情報**

通常、個人に関する秘密情報として取り扱われる事例は、以下が挙げられます。

（18） 個別企業の担当者名及び連絡先等（公に示されている情報を除く。）

(\*)なお、代理人弁護士の氏名及び連絡先等は、原則(18)に該当しません。

**【資料２－３】非開示版及び開示版作成の注意事項・手順等**

**１．秘密情報の要約に係る留意点**

①　回答に係る数値を秘密とする場合、％、円、＄等の単位は【　】の直後に記載し、開示版の閲覧者が**水色マーカーを付した秘密要請箇所にどのような内容が記載されているかを推測できるように【　】内に要約を記載**してください。また、【　】には指数やレンジなど、秘密を求める数値に係る適切な要約を記載してください。

②　回答の中で記述される販売先の名称その他の企業秘密に該当する語句を秘密情報とする場合、【　】内には、当該取引企業の業態等として、【物流会社名】、【販売先会社名】、【代理店会社名】、【委託先会社名】等と記載してください。

③　経費削減策や製造工程のノウハウ等の具体的な説明を秘密情報とする場合、【　】で括る範囲を極力少なくし、【　】の前の主語や状況設定に関する前置き部分と【　】の後ろの述語を開示情報としてください。

④　なお、秘密扱いを求める箇所が質問状の添付様式（マイクロソフト・エクセル（MS Excel））の表中の項目（セル）全体の場合はエクセル表中の当該秘密情報のセルに水色で網掛けをしてください。

**２．非開示版及び開示版の書面のマイクロソフト・ワード（MS Word）による作成手順の例**

**（１）非開示版及び開示版の回答書等の作成の手順①**

［手順①-1］非開示版の調査項目に対する回答を記述し、回答の中で秘密として取り扱うことを要請したい箇所に水色マーカーを付します。（※記載例を参照してください。）

（注１）全ての「回答書」等（「回答書」には様式及び添付資料を含む。以下同じ。）のフッター中央に、ページ番号を付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （記載例①-1） | | |
|  | 当社が取引する同種の貨物について、令和２年の主な取引企業は○○株式会社であり、販売金額は３０億円となった。なお、同年の当該取引が全体の販売金額に占める割合は５５％であるものの、前年比で２０％減少。 |  |
|  | |

［手順①-2］水色マーカーを付した部分の直前に【　】を付し、当該【　】内に秘密とする内容の要約を記載します。

（注２）手順①-2の作業後の「回答書」等を「非開示版」として提出してください。「非開示版」の「回答書」等は、**当該書面（印刷物）及び電子ファイル**に「非開示版」のヘッダーを付した上で提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （記載例①-2） | | |
|  | 当社が取引する同種の貨物について、令和２年の主な取引企業は**【販売先会社名】**○○株式会社であり、販売金額は**【２５～３５】**３０億円となった。なお、同年の当該取引が全体の販売金額に占める割合は**【約５０】**５５％であるものの、前年比で**【１５～２５】**２０％減少。 |  |
|  | |

［手順①-3］開示版の作成については、手順①-2作業後の「非開示版」の電子ファイルをコピーして別の電子ファイルを作成し、同ファイルの水色マーカーを付した部分を削除します。

（注３）手順①-3の作業後の「回答書」等を「開示版」として提出してください。「開示版」の「回答書」等は、**当該書面（印刷物）及び電子ファイル**に「開示版」のヘッダーを付した上で提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （記載例①-3） | | |
|  | 当社が取引する同種の貨物について、令和２年の主な取引企業は**【販売先会社名】**であり、販売金額は**【２５～３５】**億円となった。なお、同年の当該取引が全体の販売金額に占める割合は**【約５０】**％であるものの、前年比で**【１５～２５】**％減少。 |  |
|  | |

**（２）非開示版及び開示版の回答書等の作成の手順②**

**（ア）調査項目に対する回答データの数値を指数で表示する場合**

［手順②(ｱ)-1］非開示版の回答データの数値の中で秘密として取り扱うことを要請したい箇所に水色マーカーを付してください。

（注４）手順②(ｱ)-1の作業後の「回答書」等を「非開示版」として提出してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （記載例②(ア)-1）  輸入額及び輸入量の推移 | | | | | |
|  | 年 | 2018 | 2019 | 2020 |  |
| 輸入額 | 300,000 | 270,000 | 330,000 |
| 輸入量 | 300 | 300 | 360 |
| （出所）○○○  （単位）輸入額（円）、輸入量（キログラム） | | | | |

［手順②(ｱ)-2］開示版作成については、手順②（ｱ）-1の作業後の「非開示版」の電子ファイルをコピーして別の電子ファイルを作成し、同ファイル中の回答データの水色マーカーを付した部分の指数を記載してください。

（注５）手順②(ｱ)-2の作業後の「回答書」等を「開示版」として提出してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （記載例②(ア)-2）  輸入額及び輸入量の推移 | | | | | |
|  | 年 | 2018 | 2019 | 2020 |  |
| 輸入額 | 【100】 | 【90】 | 【110】 |
| 輸入量 | 【100】 | 【100】 | 【120】 |
| （出所）○○○  （単位）輸入額（円）、輸入量（キログラム）  （注）【　】は、2018年を100とする指数である。 | | | | |

**（イ）調査項目に対する回答データの数値をレンジで表示する場合**

［手順②(ｲ)-1］非開示版の回答データの数値の中で秘密として取り扱うことを要請したい箇所に水色マーカーを付してください。

（注６）手順②(ｲ)-1の作業後の「回答書」等を「非開示版」として提出してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （記載例②(イ)-1）  輸入額及び輸入量の推移 | | | | | |
|  | 年 | 2018 | 2019 | 2020 |  |
| 輸入額 | 300,000 | 270,000 | 330,000 |
| 輸入量 | 300 | 300 | 360 |
| （出所）○○○  （単位）輸入額（円）、輸入量（キログラム） | | | | |

［手順②(ｲ)-2］開示版作成については、手順②(ｲ)-1の作業後の「非開示版」の電子ファイルをコピーして別の電子ファイルを作成し、同ファイルの中の水色マーカーを付した部分のレンジ（レンジの幅は実際の数値より大きくかけ離れないようにしてください）を記載してください。

（注７）手順②(ｲ)-2の作業後の「回答書」等を「開示版」として提出してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （記載例②(イ)-2）  輸入額及び輸入量の推移 | | | | | |
|  | 年 | 2018 | 2019 | 2020 |  |
| 輸入額 | 【275,000  　　　～325,000】 | 【245,000  　　　～295,000】 | 【305,000  　　　～355,000】 |
| 輸入量 | 【275～325】 | 【275～325】 | 【335～385】 |
| （出所）○○○  （単位）輸入額（円）、輸入量（キログラム）  （注）【　】は、数値をレンジで表示。 | | | | |

**３．非開示版及び開示版の様式（マイクロソフト・エクセル（MS Excel））による作成手順の例**

回答について秘密として取り扱うことを求める場合には、非開示版（当局参照用）及び開示版（閲覧用）の提出が必要です。

様式の作成に当たって、数値を秘密扱いとすることが予想されるものについては、数値の要約が自動入力される数式入りのエクセルシート（以下「開示版エクセルシート」という。）を予め用意しています。

シート名に「（開示版）」と記載のあるものが開示版エクセルシートです。それ以外は非開示版です。

　　以下の作成手順の例は、開示版エクセルシートにより要約を作成する場合に参照してください。

**●要約作成に係る留意点**

1. 開示版エクセルシートは、数値入力用のエクセルシート（以下「非開示版エクセルシート」という。）と同じ電子ファイルに保存されています。開示版エクセルシートには、非開示版エクセルシートに数値を入力することにより、自動的に数値を要約（レンジ又は指数）する数式が入力されています。そのため、**要約の数式を使用されない場合又は要約内容が望ましくない場合は、適宜の要約を作成（直接入力）**してください。また、**秘密扱いを希望されない項目は、非開示版と同じ数値を記載（直接入力）**してください。
2. 全ての項目に数値を入力した後、数値の要約が全て反映されていることを確認してください。**要約内容に問題なければ、要約をレンジとする場合は、開示版エクセルシート全体を値形式で貼り付け（シート全体をコピーし、同じシートに値として貼り付け）**してください。なお、確認票については、要約の数式を利用する場合は、まず非開示版エクセルシートから値形式で貼り付けを行った後に、開示版エクセルシートの値形式で貼り付けを行ってください。確認票については、開示版エクセルシートに数値を要約する数式が入力されているのではなく、非開示版エクセルシートに数値を要約する数式が入力されています（非開示版エクセルシートの入力された数値が同シート中の別のセルに要約したものとして出力され、当該要約されたものが開示版エクセルシートに自動的に転記されるようにしています。）。開示版エクセルシートから先に値形式で貼り付けをすると、値形式で貼り付けをする際に要約の内容が変化し、非開示版エクセルシートの要約の内容と相違が生じる可能性があります。
3. **開示版エクセルシートは、全ての非開示版エクセルシートに対して用意しているものではありません。**そのため、開示版エクセルシートが用意されていない非開示版エクセルシートにおいて要約が必要な場合には、適宜開示版を作成してください。作成した場合は、**シート名の最後に（開示版）と記載してください。**
4. **開示版エクセルシートにより要約を作成した場合、開示版のデータを提出する際は、ＰＤＦ化したものと併せて、開示版エクセルシートも保存し提出**してください。なお、**開示版エクセルシートの提出にあたっては、非開示版エクセルシートと同じ電子ファイルとして保存し提出**してください。開示版エクセルシートを非開示版エクセルシートと分けて提出する必要はありません。
5. ②により一度全体を値形式で貼り付けした後は、非開示版エクセルシートに数値を入力しても開示版エクセルシートには反映しませんので、非開示版エクセルシートを修正した場合は、開示版エクセルシートの該当セルを直接入力で必要な修正をしてください。
6. 非開示版エクセルシートにおいて、必要により行を追加した場合、開示版エクセルシートにおいても、該当行を合わせて追加してください。その場合、追加した行に数式が正しく反映しているか確認の上、開示版を作成してください。

**（１）非開示版及び開示版の様式の作成の手順**

**当局が予め用意した数式入りのエクセルシートにより要約を作成する場合**

［手順③-1］非開示版の回答データの数値の中で秘密として取り扱うことを要請したい箇所に水色マーカーを付してください。

（注８）手順③-1の作業後の様式を「非開示版」として提出してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （記載例③-1）  生産量及び稼働率の推移 | | | | | |
|  | 年 | 2018 | 2019 | 2020 |  |
| 生産量 | 300,000 | 270,000 | 330,000 |
| 稼働率 | 60 | 50 | 70 |
| （単位）生産量（kg）、稼働率（％） | | | | |

［手順③-2］開示版エクセルシートにおいて、非開示版の回答データの要約（レンジ又は指数）が自動的に作成されます。

（注９）開示版エクセルシートは、非開示版エクセルシートと同じ電子ファイルに保存されており、シート名に【開示版】と記載しています。

（注１０）要約を指数とする場合、一番左の期間の数値が「0」のとき開示版の計算結果がエラーとなりますので、最初に実績のある期間を【100】とする指数で算出するよう加工してください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （記載例③-2）  生産量及び稼働率の推移【開示版】 | | | | | |
|  | 年 | 2018 | 2019 | 2020 |  |
| 生産量 | 【100】 | 【90】 | 【110】 |
| 稼働率 | 【51％～70％】 | 【44％～59％】 | 【62％～79％】 |
| （単位）生産量（kg）、稼働率（％）  （注）生産量の【　】は、2018年を100とする指数である。  （注）稼働率の【　】は、数値をレンジで表示。 | | | | |

［手順③-3］（要約をレンジとする場合）数値の要約内容に問題なければ、開示版エクセルシート全体を値形式で貼り付けしてください。

（注１１）手順③-3の作業後の様式を「開示版」としてPDF化し提出するとともに、開示版エクセルシートも併せて提出してください。

**４．非開示版及び開示版の適切な作成例**

**（１）確認票の個人情報に係る作成例**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【非開示版】 | | | | |  | 【開示版】 | | | | |
|  | | | | |  | 個人情報に係る記載箇所について秘密として取り扱うことを求める場合、**対象となる回答内容のセルを全て黒塗り** | | | | |
| Ⅱ．事業者名称・住所等、担当者、代理人 | | | |  |  | Ⅱ．事業者名称・住所等、担当者、代理人 | | | |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| １．貴社の名称等 | | | | |  | １．貴社の名称等 | | | | |
|  | 事業者名 | | 財務株式会社 |  |  |  | 事業者名 | | 財務株式会社 |  |
|  | 住所・所在地 | | 東京都千代田区霞が関３－１－１ |  |  |  | 住所・所在地 | | 東京都千代田区霞が関３－１－１ |  |
|  | 代表者役職 | | 代表取締役社長 |  |  |  | 代表者役職 | | 代表取締役社長 |  |
|  | 代表者氏名 | | 財務　太郎 |  |  |  | 代表者氏名 | | 財務　太郎 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ２．回答作成責任者及び担当者 | | | | |  | ２．回答作成責任者及び担当者 | | | | |
| （1）責任者（所属・役職、氏名、連絡先） | | | |  |  | （1）責任者（所属・役職、氏名、連絡先） | | | |  |
|  | 事業者名 | | 財務株式会社 |  |  |  | 事業者名 | | 財務株式会社 |  |
|  | 所属部署・役職 責任者氏名 | | 総務部総務課　課長 財務　次郎 |  |  |  | 所属部署・役職 責任者氏名 | | 総務部総務課　課長 財務　次郎 |  |
|  | 住所・所在地 | | 東京都千代田区霞が関３－１－１ |  |  |  | 住所・所在地 | | 東京都千代田区霞が関３－１－１ |  |
|  | 連絡先 | 電話番号 | 03-3581-4111 |  |  |  | 連絡先 | 電話番号 | 03-3581-4111 |  |
|  | 電子メールアドレス | zaimu.jiro@mof.go.jp |  |  |  | 電子メールアドレス | ×××××××@mof.go.jp |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

**（２）確認票の数値に係る作成例**

（ア）数値の要約を指数で表した場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 【非開示版】 | | | | |  |  |  | | 【開示版】 | | | | |  |
|  | ［単位］ | | 平成30年 | 平成31(令和元)年 | 令和2年 |  |  |  | ［単位］ | | | 平成30年 | 平成31(令和元)年 | 令和2年 |  |
|  | 量　　：kg | | （2018年） | （2019年） | （2020年） |  |  |  | 量　　：kg | | | （2018年） | （2019年） | （2020年） |  |
|  | 金額 ：千円 | | 1/1～12/31 | 1/1～12/31 | 1/1～12/31 |  |  |  | 金額 ：千円 | | | 1/1～12/31 | 1/1～12/31 | 1/1～12/31 |  |
|  | 数量 | 【要約】 | 【100】 | 【200】 | 【300】 |  |  |  | 数量 | | 【要約】 | 【100】 | 【200】 | 【300】 |  |
|  | 数量 | 1,000 | 2,000 | 3,000 |  |  |  | 数量 |  |  |  |  |
|  | 金額 （日本円） | 【要約】 | 【100】 | 【200】 | 【300】 |  |  |  | 金額 （日本円） | | 【要約】 | 【100】 | 【200】 | 【300】 |  |
|  | 金額 | 100,000 | 200,000 | 300,000 |  |  |  | 金額 |  |  |  |  |
| （注）【　】は、平成30年（2018年）を100とする指数である。 | | | | | |  |  | （注）【　】は、平成30年（2018年）を100とする指数である。 | | | | | | |  |

（イ）数値の要約をレンジで表した場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 【非開示版】 | | | | |  |  |  | | 【開示版】 | | | | |  |
|  | ［単位］ | | 平成30年 | 平成31(令和元)年 | 令和2年 |  |  |  | ［単位］ | | | 平成30年 | 平成31(令和元)年 | 令和2年 |  |
|  | 量　　：kg | | （2018年） | （2019年） | （2020年） |  |  |  | 量　　：kg | | | （2018年） | （2019年） | （2020年） |  |
|  | 金額 ：千円 | | 1/1～12/31 | 1/1～12/31 | 1/1～12/31 |  |  |  | 金額 ：千円 | | | 1/1～12/31 | 1/1～12/31 | 1/1～12/31 |  |
|  | 数量 | 【要約】 | 【800～1,200】 | 【1,800～2,200】 | 【2,800～3,200】 |  |  |  | 数量 | | 【要約】 | 【800～1,200】 | 【1,800～2,200】 | 【2,800～3,200】 |  |
|  | 数量 | 1,000 | 2,000 | 3,000 |  |  |  | 数量 |  |  |  |  |
|  | 金額 （日本円） | 【要約】 | 【80,000～120,000】 | 【180,000～220,000】 | 【280,000～320,000】 |  |  |  | 金額 （日本円） | | 【要約】 | 【80,000～120,000】 | 【180,000～220,000】 | 【280,000～320,000】 |  |
|  | 金額 | 100,000 | 200,000 | 300,000 |  |  |  | 金額 |  |  |  |  |
| （注）【　】は、数値をレンジで表示。 | | | | | |  |  | （注）【　】は、数値をレンジで表示。 | | | | | | |  |

**（３）質問状回答書の作成例**

（ア）数値の要約を指数で表した場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 【非開示版】 | | | | | |  |  |  | 【開示版】 | | | | | |  |
|  | 主要生産品目 | 主要用途 | 生産数量（kg） | 生産額（原価で記載） (貴国通貨) | 為替換算レート（円） | 生産額（原価で記載） |  |  |  | 主要生産品目 | 主要用途 | 生産数量（kg） | 生産額（原価で記載） (貴国通貨) | 為替換算レート（円） | 生産額（原価で記載） |  |
|  | （千円） |  |  |  | （千円） |  |
|  | 品目A | 工業用 |  |  | - | - |  |  |  | 品目A | 工業用 | 【100】 | 【100】 | - | - |  |
| 1,000 | 100,000 |  |  |  |
|  | 品目B | 食品用 |  |  | - | - |  |  |  | 品目B | 食品用 | 【200】 | 【200】 | - | - |  |
| 2,000 | 200,000 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（イ）数値の要約をレンジで表した場合

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 【非開示版】 | | | | | |  |  |  | 【開示版】 | | | | | |  |
|  | 主要生産品目 | 主要用途 | 生産数量（kg） | 生産額（原価で記載） (貴国通貨) | 為替換算レート（円） | 生産額（原価で記載） |  |  |  | 主要生産品目 | 主要用途 | 生産数量（kg） | 生産額（原価で記載） (貴国通貨) | 為替換算レート（円） | 生産額（原価で記載） |  |
|  | （千円） |  |  |  | （千円） |  |
|  | 品目A | 工業用 |  |  | - | - |  |  |  | 品目A | 工業用 | 【800～1,200】 | 【80,000～120,000】 | - | - |  |
| 1,000 | 100,000 |  |  |  |
|  | 品目B | 食品用 |  |  | - | - |  |  |  | 品目B | 食品用 | 【1,800～2,200】 | 【180,000～220,000】 | - | - |  |
| 2,000 | 200,000 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

**５．非開示版及び開示版回答書の不適切な作成例**

**非開示版及び開示版の回答書等の作成に当たって不適切な事例の一部を次のとおり例示します。下記のような不適切な回答の場合には、当該回答内容に係る情報を証拠の認定に際し不採用とすることがありますのでご注意ください。**

（１）政府から送付した質問状の各質問項目の下段に設けた回答欄への記載を求めているものについて、当該質問状に回答を記載せず、別紙の添付資料にて回答して、添付資料の全てを非開示とすること

（具体例：A-1-6 主要生産品目）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主要生産品目 | 主要用途 | 生産数量（kg） | 生産額（原価で記載） (貴国通貨) | 為替換算レート（円） | 生産額（原価で記載）  （千円） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

**回答：添付資料A-1-6を御参照ください。**

（添付資料A-1-6の内容：）

添付資料A-1-6

【開示版】

添付資料A-1-6について

添付資料A-1-6は、当社の主要生産品目である。

（２）政府から送付した様式の回答欄への記載を求めているものについて、当該様式の表形式を残さず、かつ秘密として取り扱うことの要請を行う各欄に要約を付さずに、様式全体を非開示とすること

（具体例：様式A-4-2　事業系統図）

貴社の○○○に関する事業について、回答してください。

**回答：**（様式A-4-2の内容：）

様式A-4-2

【開示版】

様式A-4-2について

様式A-4-2は、当社の調査対象貨物及び同種の貨物に関する事業についての系統図である。

（３）上記２．の「開示版の書面のマイクロソフト・ワード（MS Word）による作成手順の例」に従わず、調査項目に対する回答文章全てを非開示とすること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| A-1-1 ･･････の理由を記入してください。 | | |
|  | 当社が取引する同種の貨物について、平成２３年度の主な取引企業は○○株式会社であり、販売金額は３０億円となった。なお、同年度の当該取引が全体の販売金額に占める割合は５５％であるものの、前年比で２０％減少。 |  |
|  | |